

災害時及び感染症発生時における防疫業務に関する協定書

芝山町（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）は、芝山町内に大規模な地震、風水害その他の災害により広範囲に渡る感染症等の発生又は発生が予想される場合（以下「大規模災害等の発生」という。）又は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）やME R Sなど、様々な感染症が日本国内へ伝染及び拡散したとき、甲からの要請を受けて速やかに消毒業務等を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条及び第29条の規定に基づき、千葉県から二次感染等を防ぐため、消毒業務等を速やかに実施するよう甲に対して命令若しくは指示があった場合又は甲が、消毒業務等が必要と判断した場合に甲が行う消毒業務等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害等の発生又は感染症発生時に際し必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）について、協力を要請することができる。

- （1）災害発生時の消毒作業
- （2）ネズミ・衛生害虫駆除活動
- （3）上記消毒等の役務の提供に必要な物品の調達
- （4）その他、甲が必要と認めた作業

（要請方法）

第3条 甲は、前条各号に掲げる事項の協力を要請するときは、感染症対策防疫活動等要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動等の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出動し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。

2 前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を実施するものとする。

（報告）

第5条 乙は、前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、感染症対策防疫活動等実施報告書（様式第2号。以下「報告書」という。）を防疫活動等完了の日から2週間以内に甲に提出するものとする。ただし、報告書を2週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 第4条の規定により乙が防疫活動等を実施するために要した経費は、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

2 乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請業務の範囲を超える防疫活動等を実施した場合は、その経費は乙が当該要請をした所有者に請求するものとする。

(価格の決定)

第8条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、防疫活動実施時の直前における市場の適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、防疫活動に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、防疫活動等を実施する場合において知り得た情報を甲以外の者に漏洩してはならない。

(協定の効力)

第11条 この協定の期間は、締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに甲乙いずれからも相手方に対して文書により協定を延長しない旨の申し出がないときは、協定を1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は協定に変更若しくは疑義があるときは、その都度、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月22日

甲 千葉県山武郡芝山町小池 992
芝山町
芝山町長 相川 勝重

乙 千葉県千葉市中央区中央3丁目3番1号
一般社団法人 千葉県ペストコントロール協会
会長 矢代 秀明